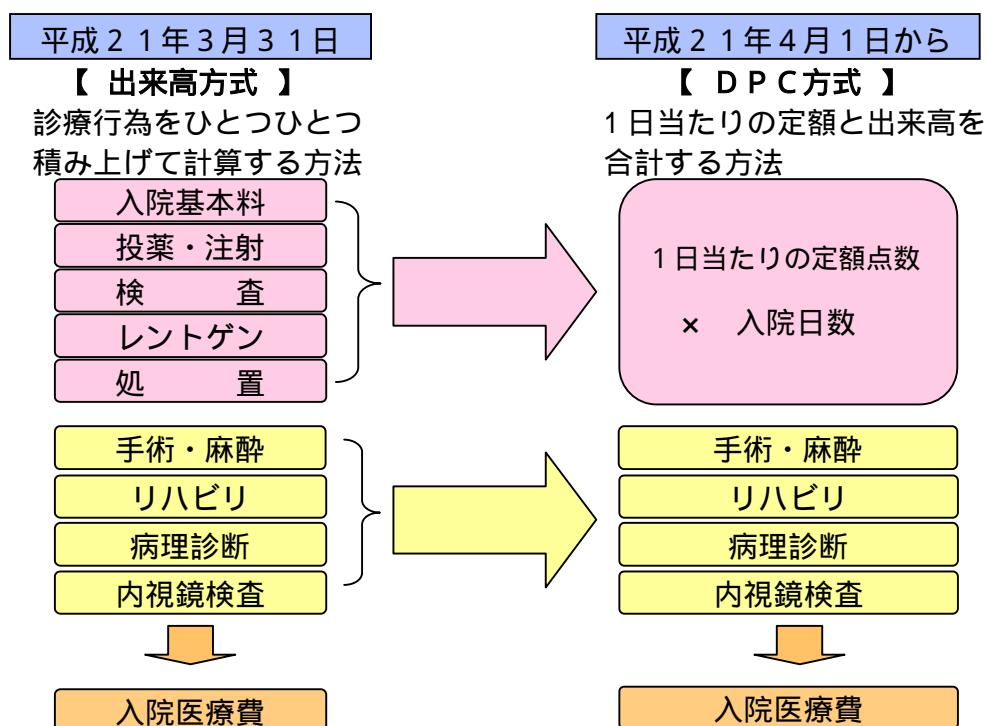


【新しい入院医療費の計算方法（DPC）について】

急性期医療を担う市立千歳市民病院では、「より質の高い、心あたたまる医療の実現」を提供していくため、平成21年4月1日から入院医療費の計算に「DPC（診断群包括評価）」を導入することといたしました。

DPCとは？

- ・病名、状態や治療方法に応じた診断群分類に対して、検査、注射、投薬、入院料などを包括的に評価して1日当たりの定額の入院料が決められており、この金額に入院日数を乗じて医療費「包括評価分」が計算されます。
- ・手術、リハビリ、内視鏡などの専門的な分野と食事料については、これまでどおり出来高方式「出来高分」で計算されます。
- ・入院中の医療費は、「包括評価分」と「出来高分」を合わせたものになり、自己負担額は、この金額に医療保険の患者負担割合を乗じた額と食事料を加えたものとなります。
- ・入院中に「診断群分類」が変更となった場合は、退院月の請求時に前月までの支払額との差額の調整を行うことがあります。



* 食事料、差額室料、文書料等は従来と変わりありません。

なぜDPCを導入するの？

DPCを導入することにより、同じ病気で入院した場合に、病院・医師ごとで異なる治療（投薬、検査等）や入院期間などを見直すことが可能になり、医療の標準化と透明化、そして診療の質の向上を図ることができます。患者様にとっては、経済的・精神的負担の軽減、標準的医療費が明らかになるというメリットもあります。

対象者は？

平成 21 年 4 月 1 日以降に新規入院された方で対象傷病の方。

ただし、下記の方は D P C の対象となりません（出来高方式となります）。

- ・平成 21 年 3 月 31 日以前から引き続き入院されている方
- ・自費診療（正常分娩等） 労災保険、自賠責保険での入院
- ・ D P C 対象外の傷病名の方 等

入院中に他の病気の治療を希望される場合は？

D P C は、一つの病名（診断群分類）に対して入院診療を行うことを前提とした制度です。このため、緊急を要しない他の病気の治療や検査を希望された場合は、退院後にお願いすることがありますので、ご了承ください。

他院のお薬を服用されている場合は？

いつも服用されているお薬は、重複投薬や飲み合わせの事故を防ぐため、全て忘れずにご持参ください。

D P C についての Q & A

Q D P C になると、医療費は高くなりますか、安くなりますか？

A D P C 診断群分類によって、従来の出来高算定よりも高くなる場合や安くなる場合があります。また、入院日数によっても、1 日当たりの医療費が変わる仕組みになっています。D P C では入院される病名や治療内容、入院日数によって医療費が変わりますので、以前同じ病名で入院されていても、全て出来高算定で計算していた時の医療費と D P C で計算した医療費を単純に比較出来ない場合がありますので、ご了承ください。

Q D P C の対象になる病気でも、出来高で算定してもらえますか？

A 厚生労働省の定めにより、D P C の対象となる病気は出来高での算定ができません。

Q 医療費の支払方法はどう変わりますか？

A 基本的には、一部負担金の支払方式は変わりません。

Q 高額療養費の扱いはどうなりますか？

A 高額療養費の取扱いは変わりません。

制度変更に伴い、対象者や開始時期などが、変更になる場合もありますので、ご了承ください。